

児童虐待の現状と子どものいる世帯を取り巻く社会経済的状況 ——公的統計及び先行研究に基づく考察——

竹 沢 純 子

はじめに

児童虐待に関する公的統計は、厚生労働省が1990年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数を公表したのが最初であり、続いて1999年からは警察庁も児童虐待事件の検挙件数等の公表を始めた。こうした統計整備により、児童虐待が社会問題として高い関心を集め、法制定、改正により政策が著しく進展したことは事実であり、評価できる。他方で、果たして公的統計は我が国の児童虐待の現状を的確にとらえ、また政策判断の基礎資料として十分なものか、という視点からの再検討も必要であろう。政策の立案にあたり、虐待発生の諸要因を知ること重要であるが、公的統計や先行研究から何が明らかになり、また明らかになっていないのだろうか。

以上の問題意識のもと、本稿では公的統計および先行研究から我が国の児童虐待の時系列変化と現状を確認し、その上で統計および研究の課題を明らかにすることを目的とする。まずI節、II節では公的統計から児童虐待の現状と変化を読み取る。厚生労働省『社会福祉行政業務報告』は虐待の恐れのあるケースから生命に関わる重度のケースまで、対象が広い統計である。他方、警察庁の『少年非行等の概要』は危害の事実があり、犯罪として検挙されたケースに狭く限定される。これら二つの公的統計¹⁾が描く児童虐待の実態はかなり異なることを示す。また、統計がとられはじめて以降、2000年に児童虐待防止法が施行され、その後二度の法改正が行われ、かつ児童福祉法も二度

改正された(図1)。こうした制度改正にともない、公的統計も新たな項目を設けるなどして対応してきたが、改正の影響が統計にどのように表れているか、確認したい。続くIII節では、I、II節の統計からの事実確認をふまえて、我が国の児童虐待に関する公的統計の課題を検討する。その際、児童虐待問題について我が国より一歩先んじるアメリカの児童虐待統計を参考に検討する。IV節では、児童虐待の発生要因のうち社会経済的側面に焦点をあて、日米の先行研究、調査をサーベイする。最後に、我が国の児童虐待統計の課題をまとめて結びとする。

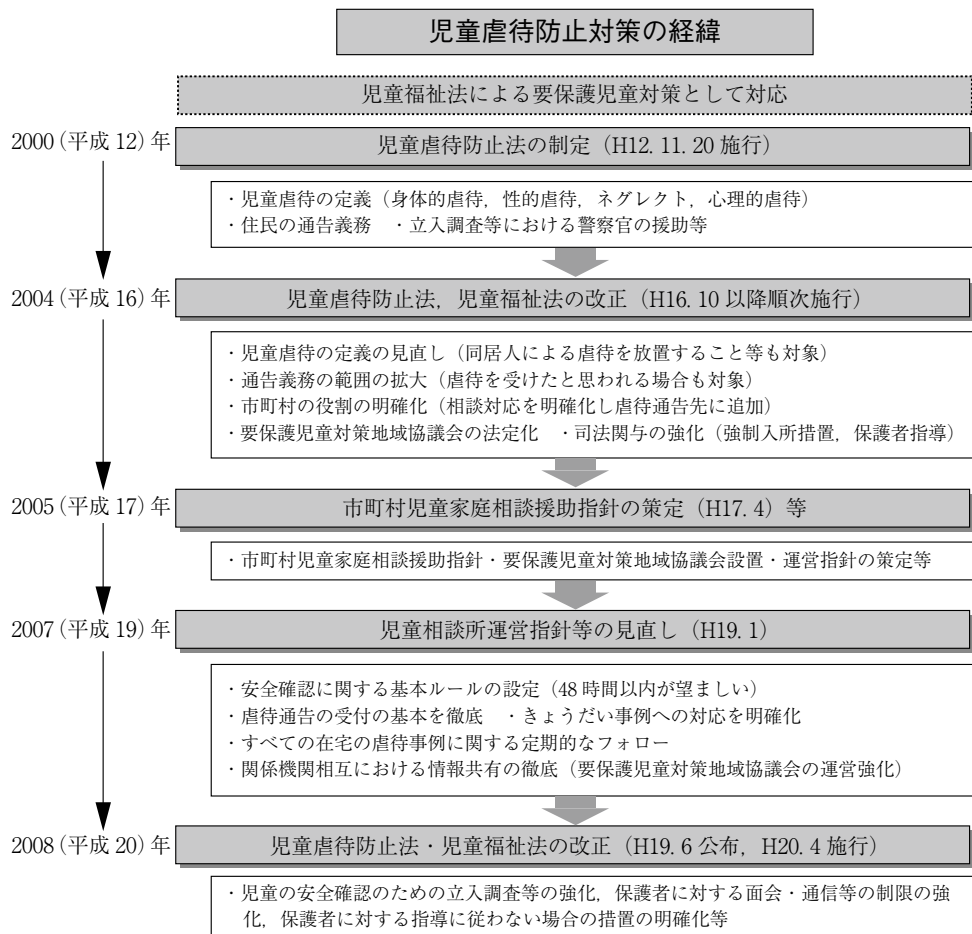
I 児童相談所・市町村における児童虐待相談対応件数とその内訳

I節では、厚生労働省『社会福祉行政業務報告』から、児童相談所と市町村が相談・通告を受けて対応した児童虐待の件数とその相談経路、相談種別、虐待者、被虐待者、相談処理の内訳について、時系列の変化を確認する。

1 相談対応件数の推移

表1は、児童虐待の相談対応件数(児童相談所、市町村)²⁾と0-18歳児童人口1万人あたり件数の時系列推移を示している。相談対応件数は1990年度1,101件から毎年増加を続け、2008年度は42,664件に達した。また0-18歳児童1万人あたり件数は19.4件であり、1990年度の0.4件から大きく増加している。

2005年度以降は、市町村の児童虐待相談対応件



出典) 厚生労働省政策レポート「児童虐待の現状とこれに対する取組」(<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/20.html>) より転載。

図1 児童虐待防止対策の経緯

数も集計されている³⁾。これは2004年児童福祉法改正により虐待の相談・通告窓口に新たに市町村が加えられたことに伴う追加である。児童相談所よりも市町村が相談対応する件数のほうが上回って推移しており、2008年度の児童虐待相談対応件数(市町村)は53,020件である。

2 相談経路

相談経路についても、児童相談所と市町村が相談・通告先となったことに伴い、2006年度報告分より、児童相談所と市町村別に、経路が報告されている⁴⁾。表2では、2008年度に限り、児童相談所

と市町村の相談経路の割合を掲載し、両者を比較してみた。まず、市町村の特徴としては、「学校(16.7%)」、「児童福祉施設(10.2%)」、「保健センター(10.7%)」の割合が高い。教師、保育士、保健師等が発見した場合、市町村に通告するケースが多いことが読み取れる。そのほかに市町村では、「児童相談所からの相談(16.4%)」も多いが、これは児童相談所が市町村に連絡し連携対応あるいは対応を依頼するケースとみられる。他方、児童相談所の特徴としては、「警察等」の割合が市町村が1.6%であるのに対し、14.4%とかなり多い。1997年からの推移をみると、「虐待者本人・家族・

表1 児童相談所における児童虐待相談の対応件数の推移

年 度	児童虐待相談対応件数		児童人口1万人あたり 児童相談所における 児童虐待相談対応件数
	児童相談所	市町村	
1990 (平成 2)	1,101	-	0.4
1999 (平成 11)	11,631	-	4.7
2000 (平成 12)	17,725	-	7.2
2001 (平成 13)	23,274	-	9.7
2002 (平成 14)	23,738	-	10.0
2003 (平成 15)	26,569	-	11.4
2004 (平成 16)	33,408	-	14.5
2005 (平成 17)	34,472	40,222	15.2
2006 (平成 18)	37,323	48,457	16.6
2007 (平成 19)	40,639	49,895	18.3
2008 (平成 20)	42,664	53,020	19.4

注) 児童人口1万人あたり件数は、総務省統計局『人口推計年報(毎年10月1日現在推計人口)』の0-18歳人口をもとに算出。

出典) 児童虐待相談対応件数: 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』, うち17年度市町村の件数については厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(原典は2009年子ども虐待防止学会における同局による行政報告資料)。

親戚」の割合は大きく減少した半面、「近隣・知人」「警察等」は増加している。警察は、市民にとって最も身近な相談・通告先として増加しているのであろう。警察のさらなる活用、役割強化は検討に値する。

3 虐待の種別, 虐待者, 被虐待者

児童相談所が相談対応した件数について、誰が誰からどのような虐待を受けているのかをみてみる(表3)。まず虐待の種別でみると、2008年度では「身体的暴行(38%)」、「保護の怠慢ないし拒否(37%)」、「心理的虐待(21%)」、「性的暴行(3%)」の順である。時系列でみると、増加が著しいのは、「心理的虐待」であり、倍増している。つぎに主な虐待者⁵⁾の構成比では、「実母」と「実母以外の母親」の合計は6割程度で、時系列で大きな変化はない。被虐待者についても時系列で変化は小さい。「0-3歳未満」「3歳-学齢前」「小学生」の合計で約8割を占め、小学生以下の割合が高い傾向が続いている。

4 相談処理

児童相談所が受けた相談・通告に対して、2008年度では8割が「面接指導」が行われ、1割が「児童福祉施設入所」となった。1997年度と比べると、10年間で「面接指導」の割合が7割から8割へ上昇してきている。表3でみたように「心理的虐待」が増加しており、施設入所ではなく面接指導で対応するケースが増えてきたものとみられる。

II 警察, 司法が関与する児童虐待事件の状況

2000年の児童虐待防止法の施行によって、児童相談所による子どもの安全確認や一時保護等の家庭介入に対する援助、虐待加害者への刑事的対処など新たな警察の役割が明文化された。それに伴い、警察庁は児童虐待検挙事件に関する統計の公表を開始した。この他に厚生労働省『社会福祉行政業務報告』からも、警察・司法が関与する件数の変化をみる事ができる。

表2 児童相談所における児童虐待相談経路の推移

年度	総数	親戚・本人・家族	近隣・知人	児童本人	警察等	学校等	児童福祉施設等	医療機関	福祉事務所	児童委員 (通告の仲介含む)	保健所	保健センター	市町村その他機関	児童相談所	都道府県指定都市・ 中核市のその他機関	その他 ¹	その他 ²
1997 (平成9)	5,352	100.0%	32.6%	8.2%	1.9%	5.8%	12.8%	5.3%	4.7%	14.6%	2.6%	3.4%	-	-	-	8.1%	-
1998 (平成10)	6,932	100.0%	30.1%	8.9%	2.3%	6.0%	12.9%	4.7%	5.7%	13.5%	2.0%	4.2%	-	-	-	9.7%	-
1999 (平成11)	11,631	100.0%	25.6%	14.4%	2.0%	5.3%	12.3%	5.0%	4.9%	13.3%	2.8%	4.1%	-	-	-	10.4%	-
2000 (平成12)	17,725	100.0%	23.9%	13.8%	1.7%	6.3%	13.4%	4.8%	4.5%	13.0%	2.6%	4.7%	-	-	-	11.3%	-
2001 (平成13)	23,274	100.0%	20.4%	14.2%	1.1%	6.5%	13.0%	5.5%	4.2%	14.0%	2.7%	5.3%	-	-	-	13.0%	-
2002 (平成14)	23,738	100.0%	20.6%	13.1%	1.4%	5.9%	12.1%	5.7%	4.9%	15.0%	2.6%	5.9%	-	-	-	12.8%	-
2003 (平成15)	26,569	100.0%	19.6%	12.9%	1.3%	5.6%	14.7%	5.6%	4.6%	14.0%	2.4%	3.3%	-	-	-	15.8%	-
2004 (平成16)	33,408	100.0%	18.2%	14.5%	1.2%	6.1%	15.2%	4.8%	4.2%	13.3%	1.9%	2.6%	-	-	-	17.9%	-
2005 (平成17)	34,472	100.0%	18.4%	13.9%	1.3%	6.5%	14.7%	4.5%	4.0%	13.3%	1.6%	1.5%	7.4%	-	4.1%	-	3.3%
2006 (平成18)	37,323	100.0%	18.1%	14.7%	1.2%	7.3%	15.2%	4.0%	4.0%	15.2%	1.3%	1.0%	7.1%	-	4.1%	-	2.9%
2007 (平成19)	40,639	100.0%	18.3%	14.2%	1.2%	10.0%	12.9%	3.6%	4.1%	15.5%	0.9%	0.9%	5.7%	-	7.0%	-	3.8%
2008 (平成20)	42,664	100.0%	17.1%	14.4%	1.3%	14.4%	11.5%	3.7%	4.2%	14.2%	0.7%	0.7%	5.4%	4.2%	3.9%	-	2.8%
2008 (市町村)	52,282	100.0%	11.3%	10.5%	0.4%	1.6%	16.7%	10.2%	1.9%	8.7%	3.4%	1.1%	10.7%	16.4%	0.0%	-	2.9%

出典) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』より作成。

表3 児童虐待の種別、虐待者別、虐待者別の構成比の推移

年 度	相談対応 件数総数 (単位:件)	虐待の種別				虐待者				被虐待者								
		身体的暴行	性的暴行	心理的虐待	保護の怠慢ないし拒否	計	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計	0 - 3 歳未満	3 歳 - 就学前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
1997 (平成9)	5,352	52%	6%	9%	34%	100%	27%	9%	55%	4%	5%	100%	19%	26%	36%	14%	5%	100%
1998 (平成10)	6,932	53%	6%	9%	32%	100%	28%	8%	55%	3%	6%	100%	18%	27%	37%	13%	5%	100%
1999 (平成11)	11,631	51%	5%	14%	30%	100%	25%	7%	58%	2%	8%	100%	21%	29%	35%	11%	5%	100%
2000 (平成12)	17,725	50%	4%	10%	36%	100%	24%	7%	61%	2%	7%	100%	20%	29%	35%	11%	5%	100%
2001 (平成13)	23,274	47%	3%	12%	38%	100%	23%	6%	63%	1%	6%	100%	20%	29%	36%	10%	4%	100%
2002 (平成14)	23,738	46%	3%	13%	38%	100%	22%	7%	63%	2%	6%	100%	21%	29%	35%	11%	4%	100%
2003 (平成15)	26,569	45%	3%	13%	38%	100%	21%	6%	63%	2%	8%	100%	20%	27%	37%	12%	4%	100%
2004 (平成16)	33,408	45%	3%	16%	37%	100%	21%	6%	62%	1%	9%	100%	19%	26%	37%	13%	4%	100%
2005 (平成17)	34,472	43%	3%	17%	37%	100%	23%	6%	61%	2%	8%	100%	18%	25%	38%	13%	5%	100%
2006 (平成18)	37,323	41%	3%	17%	38%	100%	22%	6%	63%	2%	7%	100%	17%	25%	39%	14%	5%	100%
2007 (平成19)	40,639	40%	3%	19%	38%	100%	23%	6%	62%	1%	7%	100%	18%	24%	38%	14%	5%	100%
2008 (平成20)	42,664	38%	3%	21%	37%	100%	25%	7%	60%	1%	7%	100%	18%	24%	37%	15%	6%	100%

出典) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』より作成。

表4 児童相談所による相談処理種類の推移

年 度	総 数		面接指導	児童福祉施設に 入所	里親・保護受託 者委託	その他
1997 (平成 9)	5,352	100%	68%	22%	1%	10%
1998 (平成 10)	6,932	100%	70%	20%	1%	10%
1999 (平成 11)	11,631	100%	73%	18%	0%	9%
2000 (平成 12)	17,725	100%	77%	14%	1%	9%
2001 (平成 13)	23,310	100%	79%	12%	1%	8%
2002 (平成 14)	23,857	100%	80%	11%	1%	8%
2003 (平成 15)	26,620	100%	80%	11%	1%	8%
2004 (平成 16)	33,476	100%	81%	11%	1%	7%
2005 (平成 17)	34,531	100%	81%	10%	1%	8%
2006 (平成 18)	37,656	100%	81%	10%	1%	8%
2007 (平成 19)	41,310	100%	81%	9%	1%	8%
2008 (平成 20)	43,291	100%	82%	9%	1%	9%

出典) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』より作成。

1 立入調査、警察による同行件数と親権にか かわる家庭裁判所への請求・承認件数の推移

児童虐待が疑われる場合、児童相談所長あるいは都道府県知事の判断で家庭などへの立入調査ができる(児童福祉法29条、児童虐待防止法第9条1項)。「立入調査」の件数は、2000年の児童虐待防止法施行後、特に増加しているが、2005年以降は減少している(表5)。これは市町村が通告先に加わり、必要に応じ児童の安全確認を義務づけられたため、件数が分散した結果と考えられる。また、2000年の児童虐待防止法の施行により、立入調査等における警察官の援助が規定された。「警察官の同行件数」は特に2003年から2004年にかけて急増しているが、その後2008年には急減している(表5)。これは、2008年児童虐待防止法改正により、児童の安全確認、安全確保の強化の観点から新制度(出頭要求、再出頭要求、臨検または捜索)が創設され、立入調査の以前に、都道府県知事が保護者に出頭要求を可能とし、保護者が出頭要求に応じ無い場合に限り、立入調査を行うこととなったため、立入調査の件数が減少したものと考えられる⁶⁾。

さらに、児童虐待に司法が介入する場面⁷⁾のうち、うち家庭裁判所が行う施設入所等の措置の承認(児童福祉法第28条第1項第1号、第2号)、親

権喪失宣告(児童福祉法第33条の6)の件数の推移についてみる。まず、児童福祉法28条では、虐待の程度が著しい場合、あるいは在宅指導が困難で親子分離を図る必要がある場合、子どもを児童福祉施設等に入所させる措置をとるにあたり、保護者の同意が得られない場合、家庭裁判所にたいし、施設入所措置等の承認を請求し、その承認に基づき入所等の措置を取ることができると規定されている。表5の通り「法28条措置」による請求、承認件数ともに、増加傾向にある。

また児童福祉法第33条7により、保護者が強制的に引き取りを要求するなど親権を濫用する場合は、親権喪失宣告の請求を行うと規定されている。児童虐待防止法施行後も、「親権喪失」の請求件数、承認件数ともに顕著な増加は見られない⁸⁾(表5)。

2 児童虐待検挙事件数とその内訳

最も深刻な児童虐待の実態は、犯罪として検挙された事件から把握することができる。警察により児童虐待として検挙された事件は、警察庁『少年犯罪の概要』に件数とその種別が掲載されている。

児童虐待検挙事件の被害児童数(表6)は、1999年124人から2008年には319人へと増加傾向にあ

表5 警察、司法が関与した児童虐待件数

年 度	立入調査	警察官の同行	法 28 条措置		親権喪失	
			請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
1990 (平成 2)	-	-	19	15	2	0
1991 (平成 3)	-	-	10	9	2	3
1992 (平成 4)	-	-	7	5	1	1
1993 (平成 5)	-	-	5	1	1	0
1994 (平成 6)	-	-	4	3	1	1
1995 (平成 7)	-	-	31	11	2	0
1996 (平成 8)	-	-	35	19	3	0
1997 (平成 9)	-	-	49	36	3	1
1998 (平成 10)	13	-	39	22	9	2
1999 (平成 11)	42	-	88	48	1	6
2000 (平成 12)	96	-	127	87	8	0
2001 (平成 13)	194	-	134	99	4	1
2002 (平成 14)	184	-	117	87	3	3
2003 (平成 15)	249	247	140	105	3	0
2004 (平成 16)	287	364	186	147	4	1
2005 (平成 17)	243	320	176	147	2	2
2006 (平成 18)	238	340	185	163	3	2
2007 (平成 19)	199	342	235	182	4	1
2008 (平成 20)	148	255	230	173	3	2

注) 平成20年度より報告区分が変わったため「立入調査」は「立入検査」、「警察官の同行」は「援助要請」区分を計上している。

出典) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』各年、うち立入調査の2002年以前データについては中谷(2008)より引用。

表6 児童虐待検挙事件の被害児童数の推移

年	児童虐待検挙事件の被害児童数		児童虐待検挙事件の被害児童数に占める死亡児童の割合	児童人口1万人あたり死亡児童数
		うち死亡児童数		
1999 (平成 11)	124	45	36.3%	0.02
2000 (平成 12)	190	44	23.2%	0.02
2001 (平成 13)	194	61	31.4%	0.03
2002 (平成 14)	179	39	21.8%	0.02
2003 (平成 15)	166	42	25.3%	0.02
2004 (平成 16)	239	51	21.3%	0.02
2005 (平成 17)	229	38	16.6%	0.02
2006 (平成 18)	316	59	18.7%	0.03
2007 (平成 19)	315	37	11.7%	0.02
2008 (平成 20)	319	45	14.1%	0.02

注) 児童人口1万人あたり件数は、総務省統計局『人口推計年報(毎年10月1日現在推計人口)』の0-18歳人口をもとに算出。

出典) 児童虐待検挙事件の被害児童数、死亡児童数：警察庁生活安全局『少年非行等の概要』

る。これは2008年時点で、児童虐待相談対応件数(表1, 42,664件)に対してわずか0.1% (319人)に過ぎず、児童相談所が受ける相談・通告のほとんどは、検挙に該当しないことがわかる。児童虐待の最も悲惨な結末である死亡児童数は、1999年以降ほぼ横ばいで推移しており(表6)、2008年は45人⁹⁾、児童1万人あたりの死亡児童数は0.02人である。児童虐待防止法の制定と改正、児童福祉法の改正によって、虐待への対応は拡充しているはずであるが、死亡児童数は減らせていない。こうした批判の見方がある一方で、死亡児童数は横ばいで、児童虐待検挙事件の被害児童数に占める死亡児童数の割合(表6)は年々低下傾向にある。従って、児童虐待政策によって、少なくとも死亡の増加は防いでいると評価する見方もできるかもしれない。

死亡児童数が増加せず横ばいで推移してきた一因としては、死亡リスクの高い乳幼児の比率が減ったことで、死亡数の増加が抑制された面があるだろう。被虐待者の構成比は1999年は0-2歳が48%と約半数を占めていたのが、2008年には24%にまで低下し、その代わりに小中高生の割合が増えている。

虐待の種別と虐待者の構成については、表7の児童虐待検挙事件(検挙統計)と表3の児童相談所相談対応件数(児相統計)の構成比の2008年値を比較してみると、傾向がかなり異なる。検挙統計の虐待種別は「身体的虐待」が7割と「性的虐待」が2割であるのに対し、児相統計では「身体的虐待」と「怠慢・拒否」がそれぞれ4割程度、「心理的虐待」が2割である。また、虐待加害者についても両統計で異なっている。児相統計では「母親等」が6割を占めるのに対し、検挙統計では「父親等」の実父、養父、内縁、その他の合計が7割を超え、「母親等」は3割に過ぎない。児童虐待に関する大多数の文献において、児相統計のみが引用され、虐待者の多くは母親であることが指摘される。しかし、検挙統計によれば、その実数は少ないとはいえ、検挙に至る深刻な身体的暴力あるいは性的虐待事件を起こすのは母親等よりも父親等であり、養父、内縁の父もかなり多いことが

わかる。

検挙統計では、被虐待者の性別・年齢の集計を行っている(表8)。乳幼児期(特に1歳未満、3歳児)で男児が大きく上回るが、この年齢では男児のほうが病弱や多動により育児負担が大きいことが虐待に結びつき易いことを示唆する。また、12歳以上で女児が上回るのは、父親からの性的虐待の被害が増えるためである。

III 児童虐待統計の課題

I, II節では二つの公的統計から我が国の児童虐待の現状を概観した。本節では、児童虐待統計の課題を検討する。

1 児童相談所と市町村の重複集計

2004年の児童福祉法改正により児童相談所と市町村の両方が虐待の通告先となり、相談・通告は第一義的に市町村で対応するが、対応しきれないケースについては児童相談所と連携を図り対応、若しくは児童相談所へ送致する体制へと変わった。それに伴い、2006年度以降の『社会福祉行政業務報告』では、児童相談所、市町村別に集計表が掲載されることとなった。しかし、児童相談所と市町村が連携して対応したケースについては、両機関の集計表で重複計上され、結果として全容が正確につかめなくなってしまった。いくつかの都道府県では、『社会福祉行政業務報告』の形式に従う児童相談所、市町村の各相談件数の掲載に加えて、両機関に重複計上されている件数、および重複を除いた実件数をホームページ上で公表している。例えば、滋賀県の2008年度における児童虐待相談件数は市町村2,307件、児童相談所716件であるが、うち698件は重複分であり、市町村・児童相談所計から重複を除く実件数は2,325件と報告されている。また島根県の2008年度における児童虐待相談件数は市町村251件、児童相談所178件、重複分110件であり、実件数は319件と公表されている。滋賀県では市町村の30%、児童相談所の97%が重複ケース、一方島根県では市町村の44%、児童相談所の62%が重複ケースである。す

表7 児童虐待検挙事件の虐待種別、加害者、被害児童の年齢の変化

年	被害児童総数(単位:人)				虐待の種別				加害者				被害児童の年齢			
	身体的虐待	性的虐待	怠慢・拒否	心理的虐待	計	実父	継父、 内縁、 その他(養)	実母	継母、 内縁、 その他(養)	計	0 2歳	3 6歳	7 12歳	13 15歳	16 17歳	計
1999 (平成11)	124	52%	21%	27%	0%	100%	22%	35%	40%	3%	100%	48%	15%	15%	8%	100%
2000 (平成12)	190	67%	23%	10%	0%	100%	29%	37%	31%	3%	100%	31%	26%	18%	9%	100%
2001 (平成13)	194	72%	16%	12%	0%	100%	23%	40%	34%	3%	100%	43%	20%	16%	6%	100%
2002 (平成14)	179	68%	20%	12%	0%	100%	23%	40%	33%	4%	100%	31%	23%	14%	9%	100%
2003 (平成15)	166	69%	19%	11%	0%	100%	27%	38%	32%	3%	100%	37%	26%	19%	7%	100%
2004 (平成16)	239	78%	16%	6%	0%	100%	32%	32%	28%	7%	100%	34%	20%	22%	7%	100%
2005 (平成17)	229	71%	24%	5%	0%	100%	32%	38%	29%	2%	100%	23%	26%	27%	9%	100%
2006 (平成18)	316	68%	24%	8%	0%	100%	26%	40%	29%	5%	100%	20%	24%	28%	9%	100%
2007 (平成19)	315	71%	22%	7%	0%	100%	28%	38%	30%	3%	100%	26%	25%	20%	9%	100%
2008 (平成20)	319	68%	26%	6%	0%	100%	27%	43%	30%	1%	100%	24%	17%	26%	13%	100%

出典) 警察庁生活安全局『少年非行等の概要』より作成。

表8 児童虐待検挙事件の被害児童の性、年齢別内訳(平成20年)

性別	(人)																
	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
男児	10	6	14	9	3	6	3	8	4	8	6	7	2	4	4	4	3
女児	13	6	8	4	4	4	7	4	4	7	6	19	15	22	17	21	14

出典) 警察庁生活安全局『少年非行等の概要』平成20年版

なわち児童相談所のみで対応したケースは滋賀県がわずか3%であるのに対し島根県では38%もある。このように、重複分すなわち市町村、児童相談所の連携対応ケース数は、各都道府県における市町村・児童相談所の連携の進展度合いを示す指標であり、『社会福祉行政業務報告』においても公表されることが望ましいだろう。

2 アメリカとの比較にみる我が国の児童虐待統計の課題

我が国の児童虐待統計だけを見て、改善すべき課題を認識するには限界がある。そこで、アメリカの児童虐待統計を参考に、我が国の課題を考えてみたい。

(1) 「発生」件数の把握

児童虐待の件数は「発生」と「発見」の二つの局面がある。内田〔2009〕によれば、「発見」件数とは、児童相談所に寄せられた相談・通告や警察による検挙という形で、誰か（虐待者や被虐待者本人を含む）が発見または自覚し、報告した件数である。一方、「発生」件数とは、発見されない件数（暗数）も含めて、実際に「発生」した件数である。我が国の児童虐待の公的統計では、「発見」の局面のみ対象としており、「発生」件数は公的統計として把握されていない。公的統計ではないが、全国レベルでの「発生」件数を推計する調査としては小林〔2004〕¹⁰⁾がある。これに続く調査がないため、現時点では2000年の調査の結果から、相談には現れてこない虐待が少なくないことを推測するしかない。従って、近年の「発見」件数増加は、「発生」の増加であるのか、それとも「発生」は増えていないが、通告の浸透により「発見」される件数が増えていることを意味するのか、判別できない。そのため、内田〔2009〕のように、「発見」統計のみをもって、我が国の児童虐待は増加している、と解釈することには慎重であるべきとの意見もある。

一方、「発見」と「発生」の両統計を持つアメリカでは、「発生」件数は増加傾向にあるのに対し、「発見」件数は増加傾向から横ばいへと推移しているという。アメリカの「発生」統計は全米発生

率調査 (National Incidence Study: NIS) である。これは1974年に施行された児童虐待防止法の規定により、8年ごとに連邦政府が全米児童虐待とネグレクトセンター (National Center for Child Abuse and Neglect: NCCAN) に対して、児童保護サービス (Child Protection Service: CPS) に通告された子どもだけではなく、全ての被虐待児童を把握する調査の実施を義務づけたもので、これまでに4回の調査が実施されている¹¹⁾。また、NIS調査では被虐待児の家庭の社会経済的背景（所得、親の就業、人種など）についても詳細な情報を集めており、IV節で述べるように、貧困と虐待の関係を明らかにする貴重なデータである。

(2) 「発見」件数の把握

つぎに「発見」統計について、アメリカとの比較で、我が国の統計を再検討してみる。アメリカの発見統計は、保健・対人サービス省児童青年家庭局児童課が、全米児童虐待とネグレクトデータシステム (National Child Abuse and Neglect Data System: NCANDS) として集約し、毎年報告書を作成、公表している¹²⁾。本データシステムは、各州政府が関係機関から集めたデータを登録するしくみとなっており、CPSからは通告を受付けた被虐待児のケースデータ、および通告から調査までの所要時間、施設等への入所者数等のデータが提供されるほか、死亡統計については各州政府の保健部局からの協力を得て収集されている。NCANDSデータは、連邦政府、州政府の児童福祉政策の基礎資料として使われるほか、政府の児童福祉政策の評価指標としても利用されている (DHHS2009: 2)¹³⁾。

報告書 (DHHS2009) によれば、アメリカの発見統計は、図2の「B発見統計」に示したようなCPSの各手続きに沿って収集されている¹⁴⁾。まず「①参考 (referrals)」とは、CPSが通告を受けた総数で、誤報や、児童虐待の定義外等のケースも含む件数である。そこから「選別 (screening)」の手続きがなされ、誤報や児童虐待の定義の対象外となるケースを除いたものが「②通告 (report)」である。これをさらに「調査 (investigation)」して、虐待の事実が立証されたケース (substantiated)¹⁵⁾

等を「③犠牲 (victims)」とする。そしてこの犠牲を対象として、虐待の種別、被虐待者、虐待者等の内訳が集計されている。我が国の発見統計のうち、児童相談所・市町村の相談対応件数は基本的にアメリカの「②通告」に相当するが、「①参考」に含まれる誤報等も混在している可能性がある¹⁶⁾。

(3) 我が国の児童虐待統計への示唆

我が国の児童虐待統計の検討課題は、第一に、児童虐待の「発生」の公的統計を整備し、「発生」と「発見」の両面から虐待の全容を把握することである。それにより、「発生」件数のうち「発見されていないものがどの程度あるのかが明らかになる。第二に、「発見」統計については、アメリカのように、「①参考」、「②通告」、「③犠牲者」の各段階に分けて統計を取ることである。その利点としては、まず「①参考」として統計をとることにより、誤報等も含めて相談・通告がどの程度増えているのかがわかり、それにより児童相談所や市町村による相談対応の総業務量や必要な職員数の推計が可能となる。虐待ではないケースであっても、相談、通告を受ければ、いずれかの職員が対応しているのであり、そうした負担は現状の統計では見えない形となっている。つぎに、各段階に分けて集計することにより、児童相談所と市町村の役割分担の在り方を検討する基礎資料が得られる。虐待の事実がある「③犠牲」への援助は、児童相談所が主な支援者となるであろうが、実際は児童相談所と市町村が「③犠牲」への支援をどの程度分担しているのか、事実を把握することが、両機関の役割分担の在り方を検討するためには必要となろう。また、アメリカの統計では、「③犠牲」に限定して、虐待の種別、虐待者、被虐待者、施設入所等の処遇の詳細を公表している。他方、我が国は「②通告」を対象に虐待種別等の詳細を示しているが、アメリカのように、長期にわたり手厚い援助を必要とする可能性の高い「③犠牲」に限定して、その実態を示すことも、政策立案のための情報として有益だろう。

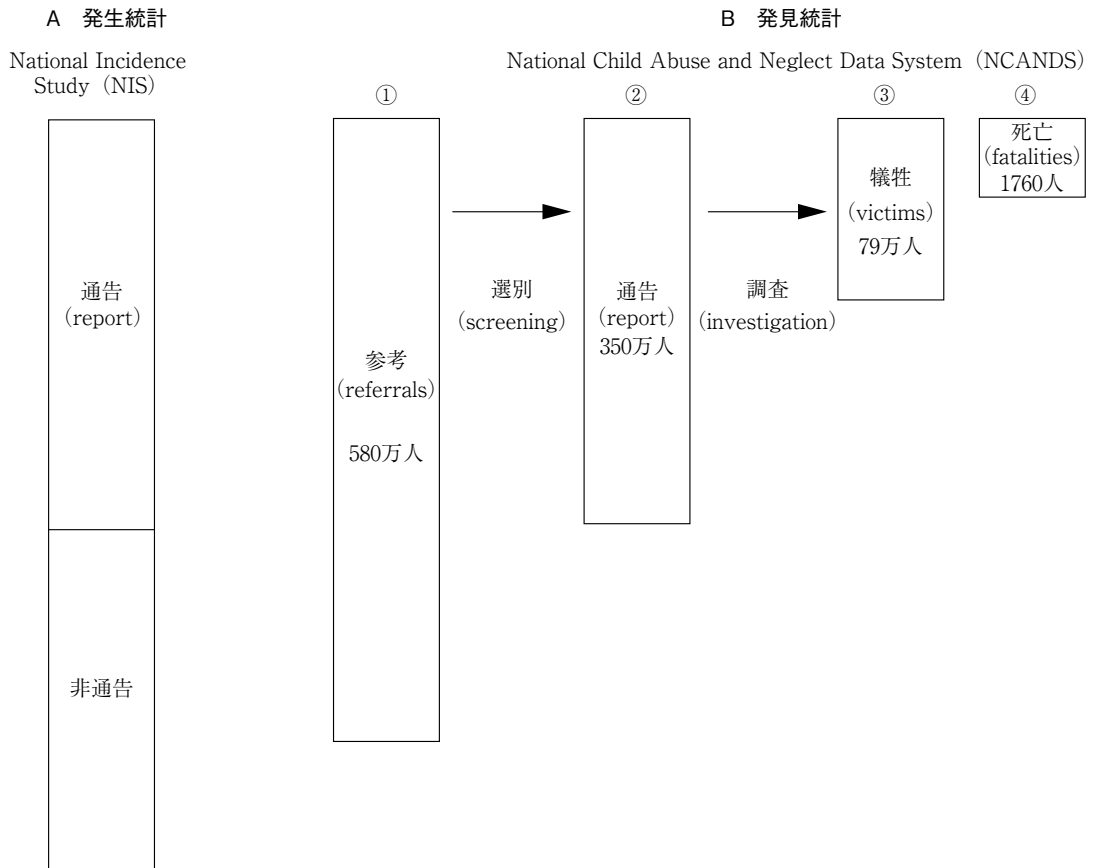
IV 児童虐待と社会・経済的要因

I, II節では公的統計から児童虐待の現状と推移をみた。続くIII節では我が国の公的統計の課題についてアメリカの統計を参考に検討した。現在の我が国の児童虐待に関する公的統計からは、誰が誰にどのような虐待をしているのか、という事実は把握できるが、そもそもなぜ虐待が起こるのかについては統計からはわからない。最後のIV節では、虐待の発生要因に関する調査研究のうち、社会的、経済的あるいは制度的要因を扱った内外の研究をサーベイする。

1 児童虐待の発生要因に関する二つの見解

宮園〔1998〕によれば虐待の発生要因については二つの見解がある。第一に、虐待者、被虐待児の持つ個人的な問題とみなし個人・家族の心理的病理の面を強調する見方である（以下では「病理説」）。「親に愛されてこなかった」「親の未熟さ」「家庭内のストレス」といった個人的な問題、あるいはどの家庭にも起こりうる問題として、捉えられる。その結果、児童虐待は加害者にとっても被害者にとっても心の病と見なされることにより、心の問題を治癒するという新たな形での専門家による介入を許すことになったという。第二に、失業、低収入、ひとり親、社会的孤立などの社会・経済環境の問題とみなす見解である（以下では「環境説」）。実際にはどれか一つの要因というよりは複数要因が絡み合っているケースが多いであろうが、いずれの観点を虐待の決定的要因ととらえるかは、児童虐待の対策のありようにも繋がるものであり、重要な意味を持つ。

我が国ではこれまで「病理説」が主流であったが、欧米では貧困や人種等の社会経済的要因が児童虐待と関連している証拠を示す研究が1970年代頃より蓄積され、「環境説」へシフトをみせている。我が国においても「環境説」に立つ指摘は、1980～1990年代に実施された児童虐待の実態調査¹⁷⁾において既になされていたが、当時は生活保護率が低下傾向にあり貧困問題への社会的関心は



注) 人数はDHHS (2009) の2007年度報告値。

図2 アメリカの児童虐待件数統計 - 概念図

低調であったこともあり、虐待と貧困の関連性はさほど注目もされなかった。ところが最近になって、子どもの貧困問題は子ども福祉の主要問題として高い社会的関心を集め、子どもの貧困に関する書籍の出版も相次ぎ〔浅井他 2008, 阿部 2008, 山野 2009〕, いずれも貧困と児童虐待の関連を取り上げている。

これまで我が国で「病理説」が主流となってきた現状を問題視し、「環境説」を支持する論者としては、上野〔2007〕や山野〔2008〕がいる。山野〔2008〕は「病理説」が主流となる結果、家族や保護者個人のこころへの手当が志向され、貧困等の社会的な要因やそれを改善できない行政や社会の

責任問題はどこかへ消えてしまうことを問題視している。

2 我が国における子どもの貧困の動向、および貧困と児童虐待との関連を指摘する研究

虐待との関連が指摘される子どもの貧困は、近年深刻化していることがデータから明らかである。阿部〔2008〕の推計によれば、1990年代以降、20歳未満の子どもの貧困率は1989年の12.9%から2004年には14.7%まで上昇しており、2004年時点で7人に1人が貧困状態にあるという。また厚労省推計〔2009〕においても、17歳以下の子どもの貧困率は1998年の13.4%から2007年は14.2%へ

上昇している。Iでみた児童虐待相談件数は1990年から集計され、以降2008年まで一貫して増加傾向にあったが、同時期に子どもの貧困率も上昇傾向にあったことがわかる。その結果、生活保護の教育扶助、就学援助〔馬2009〕、児童扶養手当の受給児童数も大きく増加した。

貧困と虐待は強い関連があることを指摘する最近の調査として平成15年子ども家庭総合研究事業「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析」調査がある。これは3都道府県17児童相談所において14年度中に一時保護され一定の方針が立った501ケースの家庭を対象とする。経済状況について課税状況を指標として分析した結果、「生活保護世帯」が19%、「市町村民税非課税」「所得税非課税」世帯が併せて26%であった。併せると半数近くとなり、日本全体の有子世帯に比べると、虐待ケースの家庭は低所得世帯に偏っていることがわかる。また世帯状況については、ひとり親世帯の割合が高く、虐待種別では、母子世帯でネグレクトが多い傾向にあるという。

3 アメリカにおける児童虐待と社会経済的要因に関する研究

我が国より早く1970年代頃より児童虐待が社会問題として台頭してきた欧米では、低所得、貧困と児童虐待の関連性を調査・研究する文献が多数存在する。アメリカの1978年から1992年の間における児童虐待の要因に関する研究レビューを行ったペルトン〔2006〕によれば、貧困をはじめとする社会環境的要因が児童虐待と関連している証拠を示す研究が多くあるという。その1つがIII節で取り上げた全米発生率調査(National Incidence Study: NIS)である。現時点でNIS-4(2004-2009年)まで公開されているが、低所得層ほど虐待率が高くまた深刻な虐待の発生率が高いという結果が得られている。アメリカではNISが重要な証拠を提供していることに加えて、経済学者により、家族構成、親の就業、福祉改革と虐待発生に関連について、州別年次データを使い実証した一連の分析もある。1990-1996年の州別データを使用したPaxson and Waldfogel〔1999〕は、家族構成や

親の就業状態、収入が州別の児童虐待率に関連しており、特に貧困率は強い関連があることを見いだした。虐待の確率を高める家族類型として、①父親不在で母親が働く家庭、②両親とも非就労の家庭、③貧困線の所得の75%未満の所得の家庭を挙げている。さらにPaxson and Waldfogel〔2003〕では、1990年から1998年の各州における福祉改革の内容と児童虐待、里親養育の子どものデータをリンクさせて分析を拡張している。そして、州の福祉給付が低い時期ほど、より多くの子どもネグレクトの被害に遭い、また里親ケアを受けていることを明らかにしている。我が国ではこうした福祉改革(例えば生活保護や児童扶養手当の削減)が児童虐待に与える影響といった分析視角での実証研究は未だない。

おわりに

本稿では、公的統計から児童虐待の実態と時系列変化を確認し、その上で我が国の統計の課題をアメリカとの比較も含めて検討した。その結果、課題としては、第一に児童相談所と市町村の重複集計を改善すること、第二に発生統計を整備すること、第三に発見統計については段階に分けて集計し、特に虐待の事実があったケースを分けて詳しく実態を把握することの必要性を指摘した。現状の公的統計は、児童相談所や警察の業務報告を目的とする統計であり、本来虐待児童やその家庭の実態を調べることを目的とはしていないことから、実態や要因を分析する情報として限界がある。児童虐待や虐待と関連の深い貧困の増加が問題になる中で、行政報告ではなく、実態調査として、虐待をはじめ困難な状況にある子どもを対象とする調査を公的統計として実施することも検討されるべきだろう。

児童虐待防止法制定から10年が経過し、その間数度の法改正を経て、市町村が通告先に加わり、市町村に虐待防止ネットワークが設置され、また警察の協力も得て児童の安全確認、確保のための仕組みが新たに創設されるなど、様々な取組みが進んだ。しかし、相談・通告件数は増加の一途で

あり、また最悪の結末である死亡児童数は減らせていない。国も都道府県も死亡例の検証を行うなど、原因を究明しているが、その多くはいずれかの機関が虐待を認知していたが、連携がうまく図れなかったために救えなかった、という説明が多い。こうした行政による検証は、現行の児童虐待政策の有効性を根本から見直すという視点は弱い。児童虐待政策を総合的に検証する新たな取組みとして、政府（総務省政策評価局）は児童虐待の政策評価の実施計画を発表した（2009年12月）。政策評価の基礎資料はやはり公的統計となろう。この政策評価が、現状の公的統計が政策の企画立案や評価において合理性・客観性を担保するための十分な情報を備えているか、という観点から見直す契機となることを期待したい。

注)

- 1) このほかに児童虐待に関する公的統計としては、厚生労働省『児童養護施設入所児童等調査』より、虐待を理由とする入所児童の割合を把握できる。また、児童相談所の職員数等については、厚生労働省『社会福祉施設等報告』において、都道府県別の数値が公表されている。虐待による死亡統計については、注9参照。
- 2) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』付録の調査記入要綱によれば、児童虐待相談の対応件数とは、「児童相談所および市町村が受け付けた件数のうち、当該年度中に判定会議等の結果、相談種別を児童虐待と決定した件数で、児童相談所あるいは市町村に備え付けられている児童記録票に記載されたもの」とある。この定義によれば、虐待の事実が確認されたケースには必ずしも限定されていない。
- 3) 「市町村における児童虐待の相談・対応件数」のうち2005年度の件数（40,222件）は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（日本子ども虐待防止学会第15回大会における同局総務課虐待防止対策室長による報告資料より引用）であり、厚生労働省『社会福祉行政業務報告』において同値は公表されていない。
- 4) 児童福祉法改正で市町村が通告先として加わったことに伴い、統計上の相談経路の内訳が大幅に変更された。主要な変更としては、都道府県・政令指定都市・中核市、市町村が新たな区分として加わり、それぞれに福祉事務所、保健センター、児童委員（市町村のみ）、その他の内訳が設けられた。これらの変更について、表2では、2005年度以降については、従来の区分に移動して集計している。そして従来の区分に該当しないもの（家庭裁判所、児童福祉センター、里親等）は「その他2」に集約した。2005年度以前と以後では「その他」に含まれる分類が変わったため、「その他1」「その他2」として別掲している。
- 5) 数値の解釈にあたっては、複数虐待に関わった者がいた場合でも、主な一人が集計対象となっている点に留意が必要である。
- 6) 厚生労働省『社会福祉行政業務報告』平成20年度版によれば、「出頭要求」は児童相談所47件、市町村129件である。
- 7) 児童虐待における司法の関与については、影山（2008）、才村（2008）を参照。
- 8) 親権をめぐる現状と課題については水野（2010）参照。
- 9) 虐待死亡児童に関する統計・調査としては、警察庁の集計の他に、厚生労働省社会保障審議会（2009）があり、平成18年1月1日から同年12月31日の間に都道府県・指定都市を通じて厚生労働省が把握した子ども虐待による死亡事例は合計100件（126人）と報告されている。そのほかに、厚生労働省編『人口動態統計』に年齢別の外因による死亡数の統計があり、児童虐待は「他殺」に該当するが、「他殺」には児童虐待以外も含まれている。
- 10) 小林登（2004）は児童虐待防止関係機関（児童相談所、学校、医療機関等）に調査を実施し、重複する児童を落とすうえで、社会的介入を要する虐待発生の概数は年間約3万例、0～17歳児童千人あたり1.4人、児童相談所で把握される事例はこの中の約37%と推定している。ちなみに12年の児童相談所における相談対応件数は17,725件であるから、加えて把握されない30,180件の虐待発生があるとの推計になる。
- 11) NIS調査は、全米を代表するような地域が選ばれ、その地域内で一定期間（3ヶ月程度）にCPSに通告された児童への調査と、警察や教育・医療機関の従事者が認知した虐待児童に関する調査が実施され、両調査の重複ケースについては、各調査の児童氏名、年齢、性、誕生日等の個人識別情報を照合することで除外している。そして、ある地域、限られた期間の「発生」件数から、全米の件数を推計している。NISはこれまでに4回実施（1980、1986、1996、2004-2009年）されており、全米の児童虐待発生の時系列変化を知ることができる。NIS第4回調査結果および調査方法についてはDHHS（2010）を参照。
- 12) DHHS（2009）参照。
- 13) NCANDSデータのうち、政策評価指標として使われているのは、児童千人あたりの虐待犠牲者率の減少、虐待通告から調査までの平均所要時間、虐待通告の再発率である。

- 14) アメリカにおける児童虐待のCPSへの通告からその後の裁判所等が関与する手続きの実情については原田(2008)参照。
- 15) 犠牲には、立証ケースのほかに、各州法に照らせば虐待ではないが、虐待のリスクがあるケース、複数の調査によって犠牲として認知されたケース(Alternative Response Victim)も含む。詳しくはDHHS(2009)参照。
- 16) 東京都福祉保健局(2005)によれば、児童相談所が相談を受け付けた2,262件を精査した結果、「虐待ではないケース」が568件、また児童虐待行為はないが「叩いてしまいそう」などの訴えがある「虐待の危惧あり」が386件であり、相談件数の4割は「虐待の事実はない」ケースである。
- 17) 2000年の児童虐待防止法施行以前の1980～1990年代に実施された児童虐待の実態調査をサーベイした宮園(1998)を参照。

参考文献

- 浅井 春夫・湯澤 直美・松本 伊智朗編(2008)『子どもの貧困』明石書店
- 阿部彩(2008)『子どもの貧困-日本の不公平を考える』岩波新書
- 上野加代子(2007)「児童虐待-リスクの個人管理から社会管理へ」『季刊家計経済研究』No.73, 33-41頁
- 内田良(2009)「児童虐待の発生件数をめぐるパラドクス」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』第12号, 269-277頁, 愛知教育大学教育実践総合センター
- 影山秀人(2008)「法律は子ども虐待にどう対処するか」高橋重宏編『子ども虐待(新版)』第9章, 有斐閣
- 馬咲子(2009)「子どもの貧困と就学援助制度」『経済のプリズム』No.65, 参議院常任委員会調査室・特別調査室
- 警察庁生活安全局『少年非行等の概要』各年
- 厚生労働省(2009)『子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について』2009年11月13日報道発表資料
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会(2009)『児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第4次報告』(平成20年3月27日)
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編『社会福祉行政業務報告』各年
- 小林登(2004)『児童虐待および対策の実態把握に関する研究(総括研究報告書)』厚生科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究事業
- 才村純(2008)「子ども虐待に対する社会のしくみ」高橋重宏編『子ども虐待(新版)』第6章, 有斐閣
- 東京都福祉保健局(2005)『児童虐待の実態Ⅱ』
- 中谷茂一(2008)「統計で見る子ども虐待の実態」高橋重宏編『子ども虐待(新版)』第4章, 有斐閣
- 原田綾子(2008)『「虐待大国」アメリカの苦悩』ミネルヴァ書房
- 水野紀子(2010)「児童虐待への法的対応と親権制限のあり方」『季刊社会保障研究』第45巻第4号
- 宮園久栄(1998)「わが国における児童虐待の実態」萩原玉味・岩井宜子編著『児童虐待とその対策:実態調査を踏まえて』第1章, 多賀出版
- 山野良一(2008)『子どもの最貧国・日本』光文社新書
- リーロイ・H. ベルトン(2006)「児童虐待やネグレクトにおける社会環境的要因の役割」上野 加代子編著『児童虐待のポリティクス』第3章, 明石書店
- Lindsay, Duncan. (2002) "The End of Child Welfare: Transformation of Child Welfare into Child Protective Services." *The Welfare of Children (the second edition)*, Oxford University Press, pp. 119-158
- Paxon, Christina and Waldfogel, Jane. (1999) "Parental Resources and Child Abuse and Neglect." *American Economic Review*, 89 (2), pp. 239-244.
- (2003) "Welfare Reforms, and Child Maltreatment." *Journal of Policy Analysis and Management*, 22 (1), pp. 85-113
- DHHS: U.S. Department of Health and Human Services, Administration on Children, Youth and Families (2009) *Child Maltreatment 2007* (<http://www.acf.hhs.gov/programs/cb/pubs/cm07/cm07.pdf>)
- (2010) Fourth National Incidence Study of Child Abuse and Neglect (NIS-4): Report to Congress (http://www.acf.hhs.gov/programs/opre/abuse_neglect/natl_incid/nis4_report_congress_full_pdf_jan2010.pdf)

(たけざわ・じゅんこ 国立社会保障・人口問題研究所 企画部研究員)